

川崎市交通局業務委託契約の入札に係る最低制限価格の設定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づく業務委託契約の入札に係る最低制限価格の設定について必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格を設定する入札)

第2条 最低制限価格を設定する入札は、次に掲げる業種（第7号にあっては種目が機械警備であるものを除き、第10号にあっては種目が除草、せんてい等樹木管理であるものに限る。）に係る契約の入札とする。

- (1) 建築設計
- (2) 設備設計
- (3) 建設コンサルタント
- (4) 地質調査
- (5) 測量
- (6) 補償コンサルタント
- (7) 警備
- (8) 建物清掃等
- (9) 屋外清掃
- (10) その他業務

2 前項に定めるもののほか、交通局長が必要と認める場合は、最低制限価格を設定することができる。

(最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格は、次の各号に掲げる入札の区分に応じ、当該各号に定

める額とする。

(1) 前条第1項第1号から第3号までの業種に係る契約の入札 予定価格に
100分の72を乗じて得た額

(2) 前条第1項第4号から第10号までの業種に係る契約の入札 予定価格
に100分の80を乗じて得た額

(3) 前条第2項の規定により最低制限価格を設定する入札 予定価格の3分
の2を下らない範囲内で定める額

(公表等)

第4条 一般競争入札において最低制限価格を設定しようとする場合は、市バス
ホームページ内「入札情報」においてその旨公表するものとする。

2 指名競争入札において最低制限価格を設定しようとする場合は、指名通知
書にその旨記載するものとする。

3 前2項の場合においては、落札者の決定後、市バスホームページ内「入札
情報」において最低制限価格を公表するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、交通局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 平成29年度契約準備行為案件に係る行為は、この要綱の施行前において
も、この要綱の規定の例により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱第2条及び第3条の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公告その他の申込みの誘因を行う入札から適用し、施行日前に公告その他の申込みの誘因を行う入札については、なお従前の例による。